様式第8号(第6条第2項関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

粕屋町長

委託申請却下決定通知書

　　　　　　年　月　日付けで申請のあった職親委託については、次の理由により措置しないことに決定しましたので通知します。

理由

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。